

東京都児童福祉審議会提言案（骨子）

児童虐待　－地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けて－

第 1 章 児童虐待をめぐる状況

1 児童虐待の現状

(1) 相談件数の増加

- 児童虐待防止法が施行されてからこの間、児童虐待の相談件数は年々増え続けており、平成 12 年度の 1,806 件から平成 23 年度には 4,559 件へと 2.5 倍に増加
- 平成 17 年には、法改正により区市町村が新たに通告先に加わり、相談件数は、当時 4,000 件だったものが、平成 22 年度以降 7,000 件を超える状況

(2) 通告経路

- 近隣知人からの通告が最も多く、次いで区市町村子ども家庭支援センター、家族、警察等の順(平成 23 年度)。近隣・知人からの通告は、平成 21 年度からの 3 年間で 1,167 件、1,651 件、1,686 件と増加
- 医療機関からの通告も増加。CAPS(院内虐待対策委員会)を設置している医療機関が増加しているという背景

(3) 対応が困難なケースの増加

- 虐待対応件数の増加に伴い、親子を一時的に分離する一時保護のケースが増加
- 一時保護に当たっては、在宅指導か施設入所等かの判断、児童福祉法第 28 条の申立てなど法的措置の選択など、今後の援助方針を決定。受容的アプローチと介入的アプローチを併用しながら、保護者と接することが求められるなど、ケースワークには高い専門性が必要
- 精神疾患を持つ保護者の対応や、重篤な身体的虐待や性的虐待により、保護者が逮捕されるケースなど、対応が困難なケースが増加

2 児童虐待防止にかかる制度等の経緯

(1) 法制度

- 児童虐待防止法では、虐待が児童の人権侵害であることが明記され、虐待の定義や国及び地方公共団体の責務、早期発見及び通告義務、立入調査等の措置を規定
- 平成 16 年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正により、児童相談所の役割は、専門的知識やスキルを必要とする困難なケースへの対応や、区市町村への支援に重点化。区市町村は、児童家庭相談に応じることが業務として法律上明確化
- その後も、「子どもを守る地域ネットワーク」である要保護児童対策地域協議会の設置や、出頭要求、臨検・捜索、警察官への援助要請、保護者に対する面会・通信制限の強化等、児童の安全確保のための児童相談所の権限が強化
- 平成 24 年には、親権の一時停止の制度が創設

(2) 都における児童虐待対応の体制（児童相談所、子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会）

ア 児童相談所

都はこれまで、児童虐待への的確に対応するため、児童相談所の体制を強化

① 組織体制の強化

- 平成12年度には、児童虐待の専管組織として虐待対策課（3年間の时限設置）を児童相談センター内に創設。平成15年度から、各所に虐待対策班を設置
- 組織的対応力を強化するため、平成13年度から、地区を複数で担当するチーム（ブロック）制を導入
- 虐待対応協力員、家庭復帰支援員、非常勤・協力弁護士、協力医師の各制度を整備し、専門的機能を充実

② 365日通年開所

- 平成16年2月から、土・日曜、祝日も虐待相談に対応する体制を構築

イ 子ども家庭支援センター

- 子ども家庭支援センターでは、養護相談・育成相談・虐待相談・非行相談など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応。相談内容に応じて関係機関との調整やショートステイ等在宅サービスを提供
- 平成15年度からは、虐待対策ワーカーを配置し、虐待対応機能を有する機関として先駆型子ども家庭支援センターを設置。児童相談所と連携して、在宅での援助が必要な家庭への見守りサポートなどを実施

*平成23年度末現在 59区市町村（うち先駆型は51区市町村）で設置

ウ 要保護児童対策地域協議会（区市町村）

- 多くの区市町村では、「子どもを守る地域ネットワーク」である要保護児童対策地域協議会において、運営の中核となる「調整機関」の役割を子ども家庭支援センターが担当
- 構成員には守秘義務が課せられており、個人情報保護を図りつつ、関係機関による円滑な情報交換・情報の共有化を確保

*平成24年4月現在 61区市町村で設置

第2章 地域・関係機関における取組と課題

（虐待への対応不適切）

1 虐待の早期発見・未然防止策について

- 母子保健事業や子育て支援サービスを通じて、育児に不安を抱える保護者や、支援が必要な保護者などを発見し、その後、速やかに適切な支援やサービスにつなげ、虐待を未然に防止することが重要であり、リスクのレベルに応じて支援の手法を変えていくことが必要
- 放置しておけば虐待が発生する可能性があると把握した「虐待ハイリスク群」と、育児不安を抱え、自分では解決する力がなく、何らかのフォローが必要な「育児不安群」について、それぞれ支援の課題を整理

（1）要支援家庭の早期発見に向けた取組

（母子保健事業等）

- 区市町村の乳幼児健診など母子保健事業におけるポピュレーションアプローチの活用は、要支援家庭の早期発見に非常に有効
- 平成19年から開始された生後4か月までの「乳児家庭全戸訪問事業」などにより、出産直後から母子を支える取組も充実してきたが、訪問率が低い自治体もあるため、工夫が必要
- 母子保健事業を通じて、発見した要支援家庭のうち、他の関係機関との連携が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を通じて、情報共有を図っていくことが必要
- 平成21年の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に特定妊婦への支援が位置付けられたが、妊婦健康診査の受診状況を行政で把握するのが難しく、医療機関との情報共有などにより、実態をいかに把握するかということが課題

（子育て支援サービスの場）

- 子育てひろばや一時預かりなどの子育て支援サービスに携わる職員は、虐待を早期に発見し、必要な支援に結び付けていくための対応力を身に付けることが必要
- 一般的な子育てサービスの提供を通して、支援が必要な親子を把握した際に、地域でのスムーズな連携が行える仕組みづくりについても検討すべき

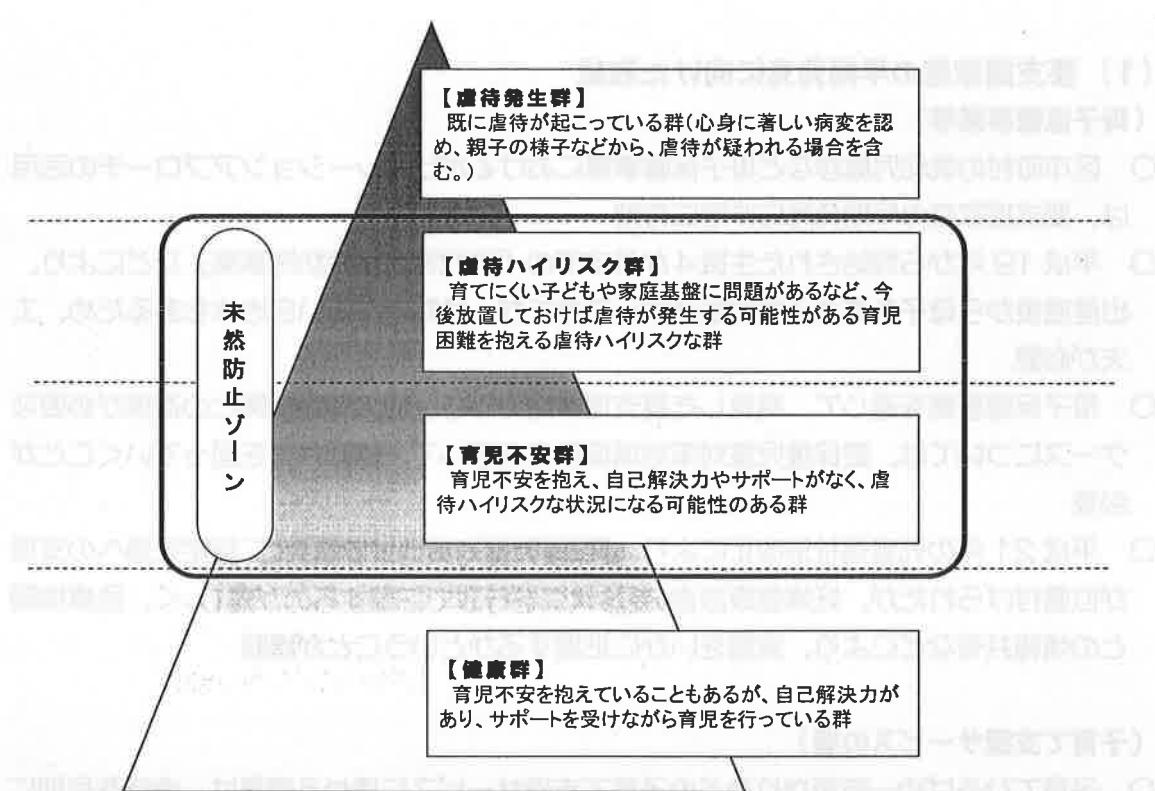
（2）虐待の未然防止策

（虐待ハイリスク群への支援）

- 子ども家庭支援センターが関わった相談ケースのうち、リスクアセスメントを行い、「虐待ハイリスク群」であると把握された場合には、積極的、継続的に家庭に介入し、リスクを低減させ、虐待を未然に防止することが必要
- 子ども家庭支援センターでは、こうした介入的アプローチにかかる経験やノウハウが、組織的に継承、蓄積されているとは言えない面もあり。また、区市町村により子育てサービス資源に差があり、虐待ハイリスク群に対する未然防止への支援策が効果的に行われていない状況も

(育児不安群への支援)

- 「育児不安群」に対しても、子育て支援サービスによる支援が必要
- 区市町村においては、児童虐待防止の視点からも、子育て支援サービスの更なる充実が重要であり、民間部門との連携により、サービス提供の裾野を広げていくことが必要
- 子育て不安を解消し、虐待の未然防止を徹底するためには、子育て支援サービスを更に充実させるとともに、子育ての困難さに直面している家庭を把握してサービスにつなぐ仕組みづくりや、その後のフォローワー体制の整備が重要。そのためには、子ども家庭支援センターと母子保健部門の連携を強化することが不可欠



(3) ひとり親家庭への支援・女性福祉の視点からの支援

- ひとり親家庭は、保護者が一人で就業と子育てを担うため、心身の負担感が大きく、子育ての悩みも多いことなどから、支援することが必要
- 都は、東京都ひとり親家庭支援センターを土・日曜、祝日も開設するなど、取組を推進
- 都内自治体では、母子自立支援員により相談対応や就業支援を行っているが、相談支援体制を一層強化することが必要
- DV被害や望まない妊娠などにより、妊娠・出産に不安を抱える女性に対しては、女性福祉部門と地域の関係機関の連携強化を図ることが重要
- 都内に36か所ある母子生活支援施設は、母子への心理的ケアなど専門的な支援を行う体制を充実することや、地域と連携した支援体制を構築することが重要

(4) 地域における理解促進

- 虐待防止の普及啓発活動として、「オレンジリボンキャンペーン」を展開しているが、虐待の通告先を7割の都民が知らないと回答（23年度都福祉保健基礎調査）
- 社会全体が、虐待（疑い含む）がどの家庭でも起こりうるという認識を持つことが重要であり、そのために、「虐待防止に向け、一人ひとりに何ができるのか」という視点を持つてもらうための啓発活動を行うことが必要

2 関係機関連携について 一支援の隙間を生じさせない仕組みづくり

(1) 要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）

- 福祉事務所、保育所、民生・児童委員、保健所・保健センター、医療機関、学校、警察などに、さらに関係する機関・団体を加え、地域全体で児童虐待防止を一層推進する取組が必要
- 多数の関係者が集まるため、会議が形骸化しないよう実効性を高める工夫が必要
- 個別ケースの検討を行う会議では、各機関が今後の支援内容と役割分担等を明確にすることが必要
- 子ども家庭支援センターは、ケースの課題の整理と支援内容に応じたメンバーや開催時機の選定、各機関の役割分担等の明確化、その後の支援の進行管理等の役割を担うことから、ケースマネジメントに係る高い専門性が必要

(2) 児童相談所と子ども家庭支援センター

- 平成16年の法改正により区市町村が児童家庭相談の一義的窓口に位置付けられる以前から、都では、平成7年に都の独自事業として子ども家庭支援センターを設置しており、いち早く都と区市町村の連携体制を整備
- 平成18年度には、各児童相談所に地域支援専任の児童福祉司を設置し、個別ケースへの助言を行うなど、連携強化に努力。23年度から、チーフが主体となり、区市町村の受理会議や援助方針会議に参加し、助言をするなど連携を強化
- ケースが両者の隙間に落ちたり、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、平成19年度に、児童虐待相談対応に当たっての情報提供・援助要請・ケースの引き継ぎ等に関する基本ルールである「東京ルール」を策定
- 東京ルールのもと、法的対応を担う児童相談所と、地域の子育て支援サービスを活用しながら支援を担う子ども家庭支援センターが、それぞれの特性を活かして、数多くのケースを協働して的確に対応。一方で、現場での判断に乖離が生じる状況もあり、個別ケースのリスク評価や、援助方針を判断する基準の明確化が課題

(3) 医療・教育分野

- 虐待の可能性を発見し、未然防止を図る上で、また、児童虐待を早期に発見し、児童相談所等での迅速な対応につなげる上では、医療機関と教育機関が重要
- 医療機関、教育機関においては、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、組織的な対応力を強化するとともに、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携を深めることが必要

(医療機関)

- 二次・三次救急医療機関においては、虐待対応の知識を十分に有し、組織的に対応できる体制を整備することが必要。また、児童相談所が法的措置を行う際には、医学的診断が重要となることから、協力体制を整えておくことも重要
- 都では、現在、都内約60の病院に組織的対応を行うCAPSが設置されているが、小児科や産婦人科を標榜している病院で、未設置なところもあるため、CAPSの設置を促進
- 診療所については、日々の診察や健診の中で、関係機関への相談や通告を行うなど、医療機関としての知見を虐待対応につなげるため、診療所に対して、要保護児童対策地域協議会の仕組みを周知し、児童相談所や子ども家庭支援センターと日頃より情報交換ができるような関係をつくることが重要
- 都では、虐待に関する知識、傷や疾病の見分け方、関係機関の役割と連携などについて、地域の医師会・歯科医師会を巡回する形で、関係機関を交えた研修を行っており、医療機関の意識を高める上で重要

(教育機関)

- 学校は、児童虐待に気が付きやすい立場にあること等から、虐待の早期発見やその後の支援にかかる役割は大きい。
- しかし、学校関係者の対応では、児童の出席情報などが子ども家庭支援センターや児童相談所に伝わっていないことなどが死亡事例等検証部会でも指摘
- 教育機関は、子ども家庭支援センターや児童相談所と日常的に連携を密にするとともに、要保護児童対策地域協議会などへの参加を通じて、関係機関との一層の連携、協力を図ることが必要
- 教員への虐待防止に係る研修を継続して行い、教員一人ひとりが理解を深めるよう努め、学校全体で虐待防止に取組んでいくことが必要
- 学校での定期健康診断等は、虐待の兆候を発見する貴重な機会となり得ることに留意して対応することが必要
- 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーが、教育部門と福祉部門の橋渡し役として連携・調整機能を発揮することや、学校内でのチーム体制への貢献面で期待

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの機能の強化

(1) 児童相談所

(体制強化)

- 都は、平成13年度から23年度までの間に、児童福祉司は106名から183名に、児童心理司は39名から65名に増員。キャリア採用や公募制人事の実施など、多方面からモチベーションの高い人材の確保に努力
- 児童福祉司・児童心理司は、虐待の初期対応のほか、施設・養育家庭へ委託中の親子、家庭復帰後の親子などへのケア、また、支援を必要とする親子への予防的な関与など、多岐にわたる業務に対応
- 一方、虐待相談件数の急増により、児童福祉司が年間に受理する虐待対応件数は、一人当たり約30件、養育困難や育成相談などを合わせた新規相談案件は100件という現状
- 児童相談所の判断と意見を異にする保護者からの暴言や暴力への緊急対応に際して、警察との連携が重要。重篤な身体的虐待や性的虐待など、事件化を考慮すべきケースも増加する中、警察機関とのさらなる連携強化が必要
- 虐待の初期対応における保健・医療機関との連携の強化や、精神的・心理的な課題を抱える保護者への対応など、医療従事者と児童相談所との橋渡し役となる人材を確保することが課題
- 虐待を行った保護者への指導等について、既に独自の保護者援助プログラム等を持つ民間団体との連携を図っており、そのスキルを児童相談所の相談援助機能の強化に活かすことも必要

(人材育成)

- 団塊世代の大量退職等により、児童福祉司の経験年数3年以下の職員が全体の約4割。相談援助スキルを確実に継承することが課題
- 児童福祉司には、法的対応のほか、社会調査、必要な指導助言、地域の関係機関との調整など、高い専門性が必要。専門スキルは、経験を重ねることで、身に付けることが可能であり、OJT、Off-JTを充実することが必要
- 経験年数に応じた研修に加え、保護者対応や一時保護の判断など、現場で実際に緊迫した場面での判断や、対応スキル等を修得できるよう、研修内容を一層充実することが必要
- 心理的負担の大きい業務に携わる職員がバーンアウトしないよう、職員の心身の健康を確保することが重要

(2) 子ども家庭支援センター

- 子ども家庭支援センターでは、都内年間 7,000 件を超える虐待相談に対応。対応困難な在宅のケースや、重篤化したケースをアセスメントした上で児童相談所に引き継ぐ場合も多く、対応に当たっては高い専門性が必要
- また、子ども家庭支援センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各関係機関の連携の要となる機能を担っており、協議会運営の調整力とマネージメント力が必要
- 都は、区市町村に対し、虐待対応職員の配置について支援を行っているが、関係機関との連携強化を図る虐待対策コーディネーターは、平成 24 年 8 月 1 日現在で 28 区市に配置
- 職員総数のうち、半数以上が子ども家庭支援センターでの経験年数が 3 年未満であり、組織の核となる基幹職員の育成が課題

（調査員）

○ 丁寧な対応を心掛けていたが、問題の子はお世話する度々苦情が飛来して困りました。○ また、一歩引いて見ると、児童虐待の状況が複雑化している現状を踏まえ、児童の問題を把握するため、児童の状況の把握と問題解決・対応を同時に進めていく必要があります。○ そのため日々の業務で児童の状況を把握しながら問題を解決し、児童の問題を解決する際に児童の心の声を聞きながら対応していくことが重要です。○ また、児童虐待の問題は複雑で、児童の状況を把握するためには、児童の心の声を聞きながら対応していくことが重要です。

（調査員）

○ 丁寧な対応を心掛けていたが、問題の子はお世話する度々苦情が飛来して困りました。○ また、一歩引いて見ると、児童虐待の状況が複雑化している現状を踏まえ、児童の問題を把握するため、児童の状況の把握と問題解決・対応を同時に進めていく必要があります。○ そのため日々の業務で児童の状況を把握しながら問題を解決し、児童の問題を解決する際に児童の心の声を聞きながら対応していくことが重要です。○ また、児童虐待の問題は複雑で、児童の状況を把握するためには、児童の心の声を聞きながら対応していくことが重要です。

第3章 地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けた提言

1 地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進

【提言1】

母子保健サービス等を通じた要支援家庭の早期発見・支援の充実

- 区市町村では、乳幼児健診等を通じてスクリーニングを行い、要支援家庭を地域の支援につなぐ取組を行っており、都は引き続きこれを支援すべき
- さらに、早期発見の取組を充実するため、新たに、妊娠届出や妊婦健康診査の受診促進や、予防接種未接種者の把握とフォロー、医療機関に委託する個別健診での要支援家庭の発見の工夫などを区市町村が進められるよう、都として有効に支援することが必要
- また、都は、研修等を通じ、要支援家庭・特定妊婦の早期発見・支援にかかる取組の先進事例を広く紹介し、他の地域での取組を促進することも必要
- 妊娠届出時の対応の充実や医療機関との連携により、支援が必要な妊婦を早期に把握し、支援する体制づくりが必要
- 区市町村は、要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に、地元の周産期医療機関の参加によるチームを作り、特定妊婦の早期発見・早期支援に努めている例も参考にしながら、実効性のある方法を検討すべき
- 保育所や子育てひろばなど、地域の子育て支援を担う職員が、支援を必要とする親子を発見し、支援につなげる力を磨くため、区市町村は研修を充実するとともに、都として支援を強化すべき
- また、区市町村においては、情報提供に係る基本ルールを改めて周知徹底し、関係者間で共有しておくことが重要

【提言2】

在宅の要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入型支援の充実

- 地域で把握された要支援家庭については、子ども家庭支援センターが、リスクアセスメントを的確に行いながら、介入的な支援を継続していくことで、虐待を未然に防止することが必要
- 今後、都は、「アセスメントによりニーズを的確に把握し、最適な子育て支援サービスを組み合わせながら、継続的に支援を行い、未然防止を図る」ためのモデルプランを作成し、これを他の区市町村に研修等を通じて還元することなども必要

【提言3】

育児不安群への支援の充実

- SOSを出している育児不安群に対して、支援を効果的に行っていく上で、地域で子育て支援サービスを担う支援者の裾野を広げることも有効。区市町村は、民間団体や都民と協働した取組により、未然防止のための手立てを充実すべき
- 区市町村は、ショートステイなどの子育て支援サービスを提供するとともに、地域の虐待防止に貢献している児童養護施設や母子生活支援施設などと連携することも有効
- 都は、こうした取組などを紹介するとともに、各区市町村が子育て支援サービスを拡充できるよう、積極的に支援すべき

【提言4】

ひとり親家庭への支援の充実

- 都は、区市町村のひとり親家庭相談体制の強化への支援を開始した。今後、こうした取組を一層促進することが必要
- 特に、ひとり親家庭になった直後から必要な支援に結び付けられるよう、住民票などの受付部門に対し、都が理解促進を図ることも重要
- 区市が行うホームヘルプは、「家庭に入る支援」であることから、養育の密室化を防ぐ意味でも有効。都として、ホームヘルプの利用条件を、より柔軟にすることも重要
- 母子生活支援施設に入所する母子については、虐待やDVを経験した者も多く、専門的なケアを行うことが重要であるため、都は、施設におけるケアの充実を図るべき
- 母子生活支援施設が提供する24時間体制での母子への見守り・支援機能を活かして、平成24年度から、母子が一緒に利用できるショートステイを区市町村が行うしくみをつくるべく、この取組を促進していくべき

【提言5】

児童虐待防止の普及啓発の強化

- 都は、引き続き、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンのキャンペーンに力を注ぐべき
- 通告元が秘匿されることなど、通告を促す情報を周知することや、虐待が発生する要因の正しい理解を広げ、「地域で子育て家庭を孤立させない」という意識を一人ひとりが持てるよう、有効な啓発活動を行うことが必要
- 都民には、イベントの開催や広報を通じて、キャンペーンの趣旨等を効果的にPRするほか、関係機関や地域の団体など、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることが必要

2 地域の関係機関連携の強化による支援体制の充実

【提言1】

隙間のないネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の強化）

- 構成員については、子育て支援サービスに関わるNPO等民間団体や地元の病院、ひとり親福祉・女性福祉部門、母子生活支援施設など、様々な機関・団体の参加を得られるよう努めていくべき
- 実務者会議は、「特定妊婦への支援に特化したチーム」や、「就学前後の児童への支援に特化したチーム」など、支援の対象ごとに支援策の検討を行うなど、実効性を発揮するための創意工夫が必要。また、福祉部門と教育部門が共同で、検討チームの事務局を担う例もある。子ども家庭支援センターは、こうした事例を参考に、他機関との連携を強化していくべき
- 個別ケース検討会議においては、ケースの状況や見通しを迅速に行い、的確なタイミングで、支援に関わるべき構成メンバーを召集し、開催する必要。構成メンバーについては、ケースに必要な情報が確実に共有化されるメンバーを選定すべき
- 会議を有効に運営するには、ケース展開を的確に見立てながら協議会の調整を行う子ども家庭支援センターの役割が重要であり、会議運営にかかるマネージメントスキルの向上が必要
- 都は、引き続き、虐待対策コーディネーターの配置等を通じて、子ども家庭支援センターの調整力の強化を支援していくべき。また、児童相談所は、各会議に参加し個別ケース対応を行うとともに、関係機関調整や会議運営のマネージメントへの助言を行うなど、引き続き支援を行うべき
- 子ども家庭支援センターをはじめとした関係者を対象に、個別ケース検討会議の模擬会議を行い、関係機関相互の役割の理解を深めるなど、実践的な研修を行うべき

【提言2】

児童相談所と子ども家庭支援センターの協働体制の強化

（共有のガイドライン）

- 児童相談所と子ども家庭支援センターが、今後一層、緊密な連携を図るためにには、両者で共有できるガイドラインを作成し、連携のルール化を徹底すべき
- 「東京ルール」の運用を円滑に行うため、リスクアセスメントシートやチェックリストについて共通の様式を用いることで、両者の共通認識を確立すべき
- 策定に当たっては、都と区市町村の双方が、援助の方法、保護者や子どもへの関わり方などについて、共同で検討するとともに、「東京ルール」そのものについても、改めて内容を点検し、必要に応じて見直しを図るべき

(演習型の合同研修)

- 「東京ルール」や「共有ガイドライン」について、双方の職員が合同で目的と内容を相互に確認するほか、共通様式を用いた演習を行うなど、現場で有効に活用するための取組が必要
- 都は、ロールプレイングなどの共同研修の内容充実に努めるとともに、各区市町村が子ども家庭支援センター・保健センター等、児童虐待対策に携わる職員を対象とした合同研修を行う際に資するよう、研修実施にかかる支援を行い、資質の向上と連携強化を図るべき

(児童相談所への長期派遣)

- 子ども家庭支援センターの職員を1年間など一定の期間、児童相談所に派遣することは、虐待対応力向上に資するとともに、顔の見える関係が構築されることにより、連携強化に有効。派遣者数は年々増加してきており、今後とも、引き続き進めるべき

(児童相談所基幹職員による支援)

- また、児童相談所のチーフ等基幹職員が子ども家庭支援センターの援助方針会議等に参加し助言を行う、個別ケースでの対応を通じた区市町村支援についても、児童相談所としての本来業務であることを認識し、充実すべき

【提言3】

医療、教育部門の対応力強化と相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）との連携強化

(医療機関)

- CAPS設置により組織的な対応が可能となり、虐待対応が円滑となることから、都は、設置について引き続き、強い働きかけを行うことが必要
- 一次医療機関に向けては、巡回型の研修を継続するとともに、日頃から、医師会、歯科医師会を通じた様々な形の研修実施や情報提供等により、意識啓発と対応力の向上に努めることが重要
- 特定妊婦に対しては、出産後の不適切な養育のおそれもあることから、妊婦健康診査の未受診者に対して、医師や助産師から受診を促し、必要があれば相談支援機関につなげられるよう、医療機関に対して働きかけるとともに、広く普及啓発をすることも必要

(教育機関)

- 学校として、早期発見と発見後の適切な対応について理解を深めていくことが重要。また、子ども家庭支援センター・保健センターは、学校に対して、役割の重要性について理解を深めるための働きかけに引き続き努めるべき
- 学校での定期健康診断は、子どもの心身の状態を把握し、児童虐待の早期発見を図る機会となり得る。学校医や学校歯科医の役割は重要であり、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、子ども家庭支援センター・保健センターと連携を図るべき

- さらに、福祉部門と教育部門の橋渡し役として期待されるスクールソーシャルワーカーについては、全区市町村での設置が望ましい。地域の実情に応じて複数の配置についても今後、検討することが必要

3 相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化

質・量ともに深刻化する児童虐待の対応力を強化するためには、対応の中核を担う児童相談所と区市町村の子ども家庭支援センターの機能を強化することが不可欠。そのためには、専門的なスキルと熱意を備えたマンパワーの確保・育成が何よりも必要

（1）児童相談所

【提言1】

総合力のさらなる向上に向けた人材育成の強化

（研修カリキュラムの改善による人材育成の強化）

- 児童福祉司・児童心理司の研修カリキュラムの抜本的な改善と充実を図り、児童相談専門機関の担い手として、よりスキルの高い職員を養成すべき
- 介入型アプローチに関しては、これまで効果的であった事例を分析・評価し、実効性の高い手法を開発し、研修内容のレベルを、より実践的かつ質の高いものにしていくことも必要
- OJT、Off-JTを効果的に組み合わせた研修体系を有する国の家庭裁判所調査官の養成課程を参考に、研修体系の再構築、演習研修の充実、外部講師活用等を図るなど、研修を質・量ともに充実させるべき
- 研修では、豊富な経験を有する児童福祉司・児童心理司のOBを活用することも有効
- 特に2年目・3年目の職員に多いバーンアウトを防ぐため、OBが相談役となり、現場実態に即した育成を行うほか、自分自身でメンタル面の振り返りを行う研修など、職員支援を充実するなどの取組が必要
- 都が今年度末に開設する予定の「子ども家庭総合センター」を、こうした人材育成・支援の拠点とし、機能強化を図るべき

（実践によるケースワーク力の向上）

- 着任後、一定期間をインターン（見習い）期間とし、個別のケースを担当させず、中堅職員のもとで、調査や面接、家庭訪問等の対応方法やケースの見立て方等を学んでから、実際の担当を持たせる、といった育成のステップも検討すべき

（派遣研修）

- 将来的には、中堅職員を児童福祉分野の研究機関や家庭裁判所などに一定期間派遣し、より高度な専門的知識やスキル、ノウハウを習得させることや、子育て支援サービスを活用した支援のあり方を学ぶため、児童福祉司経験2～3年目の職員を子ども家庭支援センターに長期派遣することなども検討すべき

【提言2】

ノウハウ等を有する人材の登用と効率的な組織運営の検討

- 引き続き庁内公募の実施するほか、福祉分野への一定の知識のある福祉職や、児童福祉分野でのキャリアを有する者など、多方面から段階的に採用して増員していくことが必要
- 将来的には、効率的に事業運営できる体制についても検討すべき。他県では、虐待の初期対応と施設入所措置後の援助、家族再統合など、援助のプロセスごとに業務を分けて対応する分業制を導入しているところもあり、こうした体制なども参考にすべき
- また、重篤な身体的虐待や性的虐待など、警察の捜査等事件化が必要となるケースが増えていることから、警察で経験のある者を各児童相談所に配置し、虐待対応力の強化を図るべき（平成23年8月31日付け児童福祉審議会緊急提言）
- 児童相談所において、保健・医療面に精通した職員を医療連携専門員（保健師）として配置し、保健・医療機関との連携強化を図るべき（同緊急提言）

【提言3】

児童福祉司・児童心理司の体制強化

- 児童虐待相談件数が増える中、都はこれまで児童福祉司・児童心理司を増員するとともに、子ども家庭支援センターと車の両輪でケースに対応。また、要保護児童対策地域協議会のネットワークにおいて地域の関係機関と連携しながら支援を実施。今後、児童相談所をはじめ、保健、医療、教育など各部門の関係機関による総合的な対応力を一層強化する必要
- 一時保護を必要とするケースや、精神疾患を持つ保護者の対応、医療機関との連携を要するケースなど、児童相談所が対応すべき困難ケースはこの間増加。地域の虐待対応と共に担い、要保護児童対策地域協議会の調整機関として支援ネットワークを運営する子ども家庭支援センターへ支援ニーズも増加。措置後の子どものケアや保護者指導等のニーズも高まり、児童相談所に求められる役割は今後ますます重要。相談援助機能の中核を担う児童福祉司、児童心理司においては、今後も引き続き、体制強化を検討すべき

(2) 子ども家庭支援センター

【提言1】

虐待対応力強化のためのさらなる体制強化

- 子ども家庭支援センターの機能強化について、都は様々な方法を通じて、引き続き支援すべき
- 虐待対策コーディネーターについては、都は、未配置の区市町村に対し、引き続き設置を強く促すべき。虐待対策ワーカーについては、区市町村は、今後とも体制強化に努めるとともに、都としても支援を充実すべき
- 子ども家庭支援センター職員の虐待対応への知識、技術、資質のなお一層の向上を図るため、実践力向上のための演習型研修に加え、児童相談所や学校、保健所、保育所等と合同で行う演習型の研修等、スキルアップのための様々な研修を行い、地域の総合的な対応力向上を図るべき
- さらに、子ども家庭支援センター職員の児童相談所への長期派遣を促進し、訪問、面接にかかる児童相談所のノウハウ、法的権限にかかる知識、技能の習得を通じて、虐待対応の専門性の向上を図るべき。また、研修を通じて相互の業務に関する理解を深めることは、その後の連携強化にも有効【再掲】
- また、児童相談所のチーフ等基幹職員の子ども家庭支援センターの援助方針会議等への参加・助言の実施など、個別ケースでの対応を通じた区市町村支援は、児童相談所としての本来業務であることを認識し、充実すべき【再掲】

参考事例集

参考事例① 中野区の取組

◇ 中野区では、虐待死亡事例の発生とその検証を踏まえ、児童虐待対応の強化について組織的に取り組んでいるところであり、母子保健事業においても、様々な工夫を試みている。

①組織・人員配置の見直し

平成22年度に、保健福祉センターに福祉職を配置する形で、地域子ども家庭支援センターを創設。従来は子ども家庭支援センター1か所で受けていた児童家庭相談を、地域家庭支援センターも含めて5か所で受ける体制とした。全センターで受理会議・援助方針会議を設定してケース対応を行うなど、組織的対応が強化された。(地域子ども家庭支援センターは、平成23年度からはすこやか福祉センターになっている)

②妊娠届出時の対応の強化

妊娠届出時に、特定妊婦等を確実に把握するため、全ての職員が確実に対応できるよう、チェックすべきポイントをマニュアルとして作成。対応方法や必要とするサービスへのつなぎ方について、保健師のチェックも入れながら対応している。また、乳幼児健診時などにおける早期発見にも力を入れている。

③リーフレットの配布

妊娠・出産を迎える悩みや不安を抱えている方が、保健師等に気軽に相談できるよう、しおり型のリーフレットを作成し、産婦人科や病院、薬局などで配布している。

参考事例② 港区の取組

- ◇ 港区では、5つの総合支所に、管理課、協働推進課、区民課が配置され、保育所、児童館等、障害担当、生活保護担当と保健師も所属しており、地域の課題を地域で解決し、区民が身近な場所で様々な行政サービスを受ける体制が整備されている。

【子ども家庭支援センター（愛称：みなとキッズサポートセンター）の相談対応】

- ・基本ルール：「組織対応」と「率先して自ら動く」
- ・専門性の確保：児童相談センターと連携、スーパーバイザーによる助言を受ける。

【港区要保護児童対策地域協議会の運営】

- ◇ 代表者会議、実務者会議を開催するとともに、実務者研修として、精神科医や弁護士、児童相談所の児童福祉司を招いて実施している。
- ◇ また、実務者会議と別に、進行管理連絡会を年4回実施するとともに、ケース会議を必要に応じて適宜実施している。
- ◇ こんにちは赤ちゃん訪問を受けて、保健所、総合支所保健師とともに毎月1回、ケース対応会議を開催している。

【派遣型一時保育サービス「あい・ぽーと子育てサポート事業】

- ◇ 港区では、平成18年4月より、NPO法人あい・ぽーとステーションに委託して「派遣型一時保育」を実施している。
- ◇ 支援活動を行うのは、同法人が実施する研修で65時間の講義・27時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを認定された区民。
- ◇ 預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育も受け付ける、全国でも先駆的な子育て支援策として、利用者のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指している。

参考事例③ 清瀬市の取組

- ◇ 清瀬市では、育児不安群への支援施策の一環として、1973年に英国で始まった「ホームスタート」と呼ばれる支援方法を取り入れた「ホームビジター派遣事業」を平成21年度から実施している。
- ◇ 育児不安を抱えて就学前の乳幼児を養育する家庭に対して、研修を受けたボランティアであるホームビジターが訪問し、保護者の話を聞き、家事・育児を一緒に行うというもので、NPO法人への委託により実施している。訪問は概ね週に1回、2時間程度。「傾聴」と「協働」を基本とした支援である。
- ◇ 外出しにくい保護者・孤立している保護者を支援できること、支援を必要とするかどうかのグレーゾーンの家庭について、養育困難になる前の早期から支援できることが特徴であり、児童虐待の一次予防対策としての効果が期待できる。

参考事例④ 世田谷区の取組

- ◇ 世田谷区は、児童虐待予防の取組にあたり、「一次予防（子育て支援）」「二次予防（育児不安の軽減）」「三次予防（再発防止）」と構造的に施策を組み立て、予防から早期発見、再発防止を一連の仕組みと捉え取り組んでいる。
- ◇ こうした取組の1つとして、平成18年より、「学生ボランティア派遣事業」を実施している。
- ◇ 学生ボランティアが月に2回、1回1時間半程度、家庭を訪問し、遊び相手や話し相手、学習支援などを行う事業である。
- ◇ 効果として、家庭内の状況把握が可能となり、支援が可能となった（従来行政サービスを拒んでいた家庭が、学習（学生）という切り口で支援を受け入れ、閉鎖的な家庭内の状況が把握でき、介入・支援が可能となった。）。
- ◇ また、児童の対人関係の改善が見られた（学生という子どもの年齢に近い者が支援を行うことにより、子ども本人の心理的ハードルが緩和され、話しやすい関係を持てるようになったことにより、「自分の感情コントロールができるようになった」「本音が話せるようになった」などの対人関係の改善が見られるようになった。）。

参考事例⑤ 多摩市の取組

- ◇ 多摩市の子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）は、①代表者会議、②実務者会議、③事例検討会から成り立っている。
- ◇ このうち実務者会議については、「虐待予防支援」と「発達障害・特別支援」のテーマでチームをつくり、子育て総合センターと発達支援室が事務局を分担・共同開催しながら、チームの特性に応じた関係機関と効果的に連携できる仕組みを構築し、成果を上げている。

【特定妊婦支援チーム】

- ・子育て総合センター、健康推進課、周産期医療機関、児童相談所、保健所で構成
- ・周産期の関係機関のネットワークにより、特定妊婦の早期発見・早期支援を図る。

【要保護児童進行管理チーム】

- ・子育て総合センター、児童相談所で構成
- ・要保護児童（入所児童含む）の状況確認と、主担当機関の確認、ケースの進行状況の突合を行う。

【教育相談業務と発達支援室の連携チーム】

- ・発達支援室、教育センターで構成
- ・教育相談員が関わる事例のすり合わせを行う。

【要支援・要保護支援チーム】

- ・子育て総合センター、発達支援室、児童相談所、医師会、民生委員、健康推進課、教育指導課、児童青少年課、警察で構成
- ・要支援・要保護児童に対する状況確認と援助方針の見直し

【就学前後連携のための要保護・要支援チーム】

- ・子育て総合センター、発達支援室、教育指導課、健康推進課、子育て支援課、児童青少年課で構成
- ・要支援・要保護児童の就学前児童に対し、就学前機関から就学後機関へ切れ目ない支援を実施するためのシステムを検討、整備し、実施する。